

全老施協発第 1604 号
平成 21 年 10 月 23 日

厚生労働大臣
長 妻 昭 殿

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
会 長 中 田 清

平成 22 年度老人福祉・介護関係税制改正に関する要望書

1 介護費用に係る所得控除制度の創設 〔所得税、個人住民税〕

要援護高齢者・障害者の介護に要する費用に係る控除制度を、現行の医療費控除と切り離して創設すること。

2 「協調融資」に伴う抵当権の設定における登録免許税の非課税制度の改善 〔登録免許税〕

従来、社会福祉法人では、その施設整備に関し、独立行政法人福祉医療機構からの融資により行ってきたことから、<抵当権の設定の登記>において非課税とされてきた。

近年、福祉医療機構と民間金融機関との協調融資により資金調達を行う制度がスタートしており、「抵当権の設定の登記」において、福祉医療機構分は非課税、民間金融機関分は課税という事態が生じている。

民間金融機関からの資金調達が進んでいる今日、社会福祉法人における<抵当権の設定の登記>について非課税とするとともに、民間金融機関の融資利用済の案件全般について、<非課税措置の遡及適用>を実施していただきたい。

3 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）及び介護保険制度の保険料に係る社会保険料控除の適用に関する特例措置の創設 〔所得税、個人住民税〕

長寿医療制度及び介護保険制度の被保険者が特別徴収の方法により支払った長寿医療制度及び介護保険制度の保険料については、当該被保険者と生計を一にする配偶者その他の親族のいずれかが支払ったものとみなして社会保険料控除の適用を可能とすること。

公益社団法人全国老人福祉施設協議会
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 2 階
Tel : 03-5211-7700 Fax : 03-5211-7705
E-Mail : js.jimukyoku@roushikyo.or.jp